

## 法人格のない団体として口座を開設されるお客さまへ

当組合では、マネー・ローンダリング等の不正取引や金融犯罪を未然に防止し、安心して利用者に当組合をご利用いただくため、「法人格のない団体」のお客さまに際しては、2025年12月以降下記のとおり対応させていただきます。

### 記

1. 当組合の事業エリア内に「事務所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。
2. 口座開設にあたっては所定の審査を実施し、ご回答までに1カ月間程度お時間をいただくことがございます。
3. 審査のためお持ちいただくものは次のとおりです。口座開設の際は改めてご来店いただき、当組合所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。

以下の書類の原本をお待ちください。コピー（写し）を取らせていただきます。

※ご提示いただきました書類のコピー（写し）については返却いたしません。

- ① 団体の規約・役員名簿（「団体の代表者さまの証明」があるもの）
- ② 団体の活動実績（内容）が分かる資料
- ③ 団体の総会議事録
- ④ 団体の収支（会計）報告書、設立間もない団体については予算計画書
- ⑤ 口座に設定する代表者さまの本人確認書類（運転免許証等・顔写真付きの証明書類）
- ⑥ 来店者さまの本人確認書類（運転免許証等・顔写真付きの証明書類）

4. 必要に応じて、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
5. 追加の書類を提示頂けない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合があります。
6. なお、「権利能力なき社団」の要件を満たさない団体については、口座開設のお申し込みを受付いたしかねますのでご了承ください。

#### ＜権利能力なき社団の要件＞

- 団体としての組織を備えていること
- 多数決の原則が行われていること
- 構成員の変更にかかわらず団体そのものが存続すること
- その組織において代表の選出方法、総会の運営、財産の管理など、団体としての主要な点が確定していること

以上

2025年10月1日  
大分県漁業協同組合